

# 特定非営利活動法人女性を応援する SHINE 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人女性を応援する SHINE という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都足立区伊興本町一丁目 16 番 39 号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象とし、幼児を持つ勤労女性等、様々な理由で日常生活や職場確保における援助を必要とする人々に対し、そのニーズに十分応えられる環境を造り、また情報提供することにより地域住民が互いに自立し安心して生き生きとした人間性豊かな生活を営める社会を創造する事に寄与する事を目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①幼児を持つ女性向けに関する情報提供
  - ②障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
  - ③住宅確保要配慮者のための居住支援事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

- 第7条 (1) 会員の入会については、特に条件を定めない。
- (2) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (3) 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

#### (退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

- 第12条 (1) この法人に次の役員を置く。
- ①理事 3人以上10人以内
  - ②監事 1人以上3人以内
- (2) 理事のうち、1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事とする。

(選任等)

- 第13条 (1) 理事及び監事は、総会において選任する。  
(2) 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。  
(3) 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。  
(4) 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 (1) 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。  
(2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。  
(3) 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。  
(4) 監事は、次に掲げる職務を行う。  
①理事の業務執行の状況を監査すること。  
②この法人の財産の状況を監査すること。  
③前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。  
④前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。  
⑤理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 (1) 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。  
(2) 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最後の総会が終結するまでその任期を伸長する。  
(3) 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。  
(4) 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 (1) 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- (2) 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - (3) 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 (1) この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- (2) 職員は、理事長が任免する。
  - (3) 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散及び合併
  - (3) 会員の除名
  - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び決算
  - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
  - (7) 入会金及び会費の額
  - (8) 資産の管理の方法
  - (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (10) 解散における残余財産の帰属
  - (11) 事務局の組織及び運営

## (12) その他運営に関する重要事項

### (開催)

- 第23条 (1) 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- (2) 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- ①理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - ②正会員総数請求があの5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集のったとき。
  - ③第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

### (招集)

- 第24条 (1) 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- (2) 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- (3) 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

### (定足数)

- 第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

- 第27条 (1) 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- (2) 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

- 第28条 (1) 各正会員の表決権は、平等なものとする。
- (2) やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- (3) 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。
- (4) 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 (1) 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①日時及び場所

②正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

③審議事項

④議事の経過の概要及び議決の結果

⑤議事録署名人の選任に関する事項

(2) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 (1) 理事会は、理事長が招集する。

(2) 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

(3) 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 (1) 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。  
(2) 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 (1) 各理事の表決権は、平等なものとする。  
(2) やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。  
(3) 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。  
(4) 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 (1) 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
①日時及び場所  
②理事総数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）  
③審議事項  
④議事の経過の概要及び議決の結果  
⑤議事録署名人の選任に関する事項  
(2) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。  
(1) 設立の時の財産目録に記載された資産  
(2) 入会金及び会費  
(3) 寄付金品  
(4) 財産から生じる収入  
(5) 事業に伴う収入  
(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産とす。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第44条 (1) 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。  
(2) 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 (1) 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。  
(2) 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 (1) この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 (1) この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(2) この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 (1) この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ①総会の決議
- ②目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③正会員の欠乏
- ④合併
- ⑤破産手続き開始の決定
- ⑥所轄庁による設立の認証の取り消し

(2) 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときには、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

(3) 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

## 第10章 雜則

### (細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附則

- (1) この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- (2) この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 菊地智子

副理事長 向田勝則

理事 谷芳樹

監事 峰重太一

- (3) この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年5月31日までとする。
- (4) この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- (5) この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。
- (6) この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
①入会金 正会員（個人・団体）5,000円 賛助会員（個人・団体）10,000円  
②年会費 正会員（個人・団体）10,000円 賛助会員（個人・団体）20,000円
- (7) この定款は、 令和4年 9月 1日から施行する。

この定款は、 令和 年 月 日から施行する。

令和7 年度

## 事業計畫

特定非営利活動法人女性を応援するSHINE

## 1 事業実施の方針

女性専用障害者グループホームの整備と生活困窮者への相談支援体制の充実

- ①女性専用グループホームの開設、運営体制の確立
- ②生活困窮者への相談支援強化
- ③地域との協働と理解促進

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 17000 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
幼児を持つ女性向けに関する情報提供	子どもの居場所、子ども食堂、フードバンドリ一、子どもの体験事業など、子育てをする女性のための支援事業	令和7年4月から令和8年3月	東京都足立区伊興本町1-16-39	2人	子育て世帯、生活困窮者	20人	6800
障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障がい者グループホーム	令和7年4月から令和8年3月	東京都足立区伊興本町2-11-19	4人	精神障害者、知的障害者	4人	9000
住宅確保要配慮者のための居住支援事業	入居相談、情報提供 不動産業者との交渉	令和7年4月から令和8年3月	東京都足立区伊興本町1-16-39	3人	高齢者、障害者、低所得者、外国人、ひとり親	10人	1200

## (2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

## 令和8 年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人女性を応援する SHINE

## 1 事業実施の方針

女性専用障害者グループホーム安定運営と居住支援の拡充

- ① 女性専用グループホームの安定運営と利用者支援の定着
- ② 居住支援の拡充と地域ネットワーク形成
- ③ 支援体制・人材基盤の強化

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 25420 】千円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
幼児を持つ女性向けに関する情報提供	子どもの居場所、子ども食堂、フードパントリ、子どもの体験事業など、子育てをする女性のための支援事業	令和8年4月から令和9年3月	東京都足立区伊興本町1-16-39	2人	子育て世帯、生活困窮者	240人	10420
障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障がい者グループホーム	令和8年4月から令和9年3月	東京都足立区伊興本町2-11-19	4人	精神障害者、知的障害者	4人	12000
住宅確保要配慮者のための居住支援事業	入居相談、情報提供 不動産業者との交渉	令和8年4月から令和9年3月	東京都足立区伊興本町1-16-39	3人	高齢者、障害者、低所得者、外国人、ひとり親	15名	3000

## (2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

--	--	--	--	--	--

## 令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 女性を応援するSHINE

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
<b>【A】 経常収益</b>			
<b>1 受取会費</b>			
正会員受取会費		0	
賛助会員受取会費		0	
		0	
<b>2 受取寄附金</b>			0
受取寄附金		0	
施設等受入評価益		0	
<b>3 受取助成金等</b>			
受取補助金		0	
<b>4 事業収益</b>			18,940,000
幼児を持つ女性向けに関する情報提供		9,940,000	
障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業		9,000,000	
住宅確保要配慮者のための居住支援事業		0	
<b>5 その他の収益</b>			
受取利息		0	
<b>経常収益計</b>			18,940,000
<b>【B】 経常費用</b>			
<b>1 事業費</b>			
<b>(1) 人件費</b>			4,800,000
給料手当		4,800,000	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
<b>(2) その他経費</b>			12,200,000
会議費		0	
旅費交通費		0	
施設等評価費用		0	
減価償却費		100,000	
印刷製本費		0	
食材費		4,000,000	
消耗品費		1,200,000	
外部委託費		3,000,000	
地代家賃		3,300,000	
水道光熱費		600,000	
<b>事業費計</b>			17,000,000
<b>2 管理費</b>			
<b>(1) 人件費</b>			
役員報酬		0	
給料手当		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
<b>(2) その他経費</b>			450,000
消耗品費		0	
水道光熱費		0	
通信運搬費		0	
地代家賃		60,000	
旅費交通費		0	
減価償却費		30,000	
保険料		360,000	
<b>管理費計</b>			450,000
<b>経常費用計</b>			17,450,000
当期 経常増減額 【A】 - 【B】 ・・・①			1,490,000
<b>【C】 経常外収益</b>			
固定資産売却益		0	
過年度損益修正益		0	
<b>経常外収益計</b>			0
<b>【D】 経常外費用</b>			
固定資産売却損		0	
災害損失		0	
過年度損益修正損		0	
<b>経常外費用計</b>			0
当期 経常外増減額 【C】 - 【D】 ・・・②			0
税引前 当期 正味財産増減額 ①+② ・・・③			1,490,000
法人税、住民税及び事業税 ・・・④			0
前期繰越正味財産額 ・・・⑤			10,059,982
次期 繰越正味財産額 ③-④+⑤			11,549,982

## 令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人女性を応援するSHINE

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
<b>【A】 経常収益</b>			
<b>1 受取会費</b>			
正会員受取会費		0	
賛助会員受取会費		0	
<b>2 受取寄附金</b>			<b>300,000</b>
受取寄附金		300,000	
施設等受入評価益		0	
<b>3 受取助成金等</b>			
受取助成金		0	
<b>4 事業収益</b>			<b>26,640,000</b>
幼児を持つ女性向けに関する情報提供		5,640,000	
障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業		18,000,000	
住宅確保要配慮者のための居住支援事業		3,000,000	
<b>5 その他の収益</b>			
受取利息		0	
<b>経常収益計</b>			<b>26,940,000</b>
<b>【B】 経常費用</b>			
<b>1 事業費</b>			
<b>(1) 人件費</b>			<b>15,000,000</b>
給料手当		15,000,000	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
<b>(2) その他経費</b>			<b>10,420,000</b>
会議費		0	
旅費交通費		0	
施設等評価費用		0	
減価償却費		100,000	
印刷製本費		0	
食材費		3,630,000	
消耗品費		1,200,000	
外部委託費		890,000	
地代家賃		4,000,000	
水道光熱費		600,000	
<b>事業費計</b>		<b>25,420,000</b>	<b>25,420,000</b>
<b>2 管理費</b>			
<b>(1) 人件費</b>			
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
<b>(2) その他経費</b>			<b>420,000</b>
消耗品費			
水道光熱費			
通信運搬費			
地代家賃		60,000	
保険料		360,000	
<b>管理費計</b>			
<b>経常費用計</b>		<b>25,840,000</b>	<b>25,840,000</b>
<b>当期 経常 増減額【A】-【B】</b>			<b>1,100,000</b>
<b>【C】 経常外収益</b>			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
<b>経常外収益計</b>			
<b>【D】 経常外費用</b>			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
<b>経常外費用計</b>			
<b>当期 経常外 増減額【C】-【D】</b>			<b>②</b>
<b>税引前 当期 正味財産 増減額 ①+②-③</b>		1,100,000	<b>1,100,000</b>
法人税、住民税及び事業税			
前期繰越正味財産額			
<b>次期 繰越 正味財産額 ③-④+⑤</b>		11,549,982	<b>12,649,982</b>